

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	京都府京都市	区分	単独・指定管理者制度 (社協)
キーワード	計画、成年後見制度利用支援事業の活用		

政令市が計画策定を機に成年後見支援センター機能を拡充

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	1,466,264人
面 積	827.83km ²
高齢化率	28%
地域包括支援センター	61か所
日常生活自立支援事業利用者数	834人
障害者相談支援事業所	15か所
療育手帳所持者数	16,349人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	17,740人

(2018年度末時点)
(人工と高齢化率は2019 (R1) 年10月1日時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数（概要）

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
3,836人	2,735人	801人	241人	59人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	102件	123件	104件	42件
内 高 齢 者	85件	96件	93件	40件
内 障 害 者	17件	27件	11件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
108人	48人	14人	29人

(2018 (H30) 年度末時点)

3. 事例のポイント

▶包括、区、社協等との連携による

権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう支援。日自からの円滑な移行のための連携を実施。

▶計画策定を機に成年後見支援センターを

中核機関に位置付け

2018 (H30) 年度、市町村地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画を一体的に「京・地域福祉推進指針」として策定、新たに「チーム」への支援と「協議会」の設置に取り組む。

▶市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

市が、市長申立てが必要と判断した案件の主な事務手続きをセンターで実施。成年後見制度利用支援事業の報酬助成があり、制度利用が推進される。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2001（H13）年	身寄りのない方への市長申立てを開始、申立て時における後見人等候補者の調整を開始。
2005（H17）年	利用支援事業（報酬等助成）開始（市長申立て分のみ）。
2012（H24）年	京都市成年後見支援センターを設置。 Point 1 利用支援事業（報酬等助成）において、市長申立て分以外も対象とする。 市民後見人の養成開始。
2013（H25）年	市民後見人が後見人等として選任開始。
2018（H30）年	京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）策定。 Point 2



POINT



Point 1

京都市が長寿すこやかセンターの指定管理者に京都市社協を指定した際のメニューの一環に、成年後見支援センターの運営が含まれていました。

事業項目は以下のとおりです。

- 1 相談・利用支援
- 2 広報啓発
- 3 市民後見人の養成・活動支援
- 4 市長申立てに関する業務
- 5 関係機関との連携

なお、指定管理事業とは別に、京都市社協では法人後見事業を実施しています。



Point 2

京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）は、京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議および運営会議に諮り、地域福祉計画の策定を審議する京都市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）と連携して策定されました。

計画に基づき、次の取組を開始することとなりました。

○「チーム」への支援

認知症高齢者等の生活を日常的に支える地域の方や専門職等の「チーム」に対し、成年後見制度の利用に係る問題について、弁護士、司法書士、社会福祉士からの専門的助言が得られる仕組みを構築しています。

○「協議会の設置」

「チーム」への支援や、この支援を通じて見えてきた地域課題、支援の状況等を共有し、今後の取組を検討、関係機関の連携強化をはかる「協議会」を設置しています。

Ⅲ. 京都市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

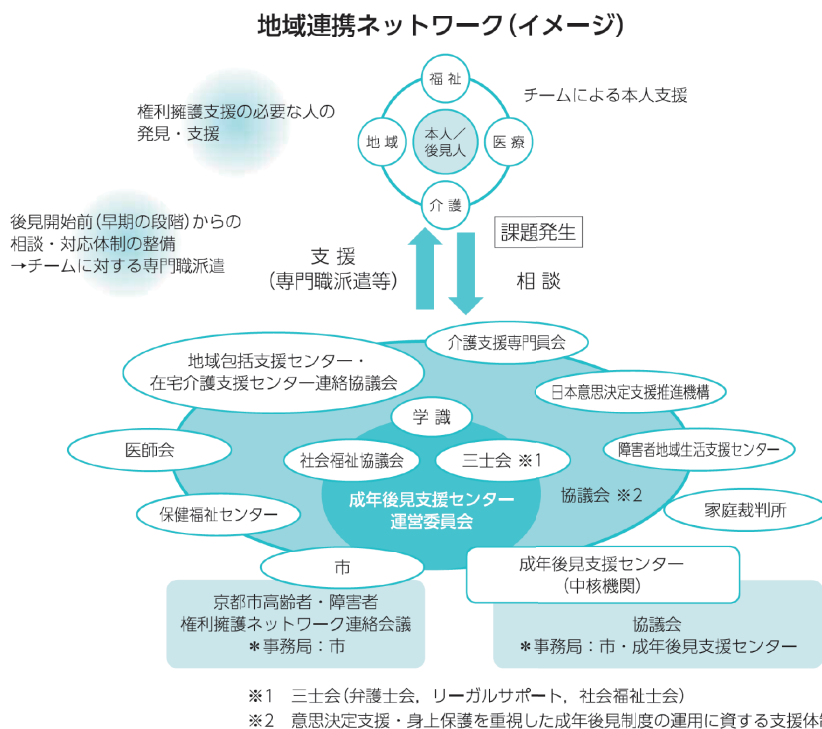
指定管理者制度により、京都市長寿すこやかセンターの指定管理者を京都市社協に指定、実施業務に成年後見支援センターの運営を含めています。そのセンターを中核機関とすることにより、整備を行いました。

担当者は、市社協職員10名（所長、部長、副部長、職員4名、契約職員3名）です。

センターには、学識経験者、社協、市、専門職団体等から構成される「成年後見支援センター運営委員会」（2か月に1回）が設置されています。

成年後見制度利用促進計画の策定を受け、新たに医療関係者や保健福祉センター、地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、障害者地域生活支援センター等、幅広い構成による「協議会」を整備しました。協議会にはオブザーバーとして家庭裁判所も出席しています。

協議会では、「チーム」への支援や、支援を通じて見えてきた地域課題、広報・相談支援の状況等を共有し、今後における取組の検討、関係機関間の連携強化を図っています。



出典：京・地域福祉推進指針（2019年3月）より

2. 包括、区、社協等との連携による権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう、年度はじめに区の職員への研修が行われて

います。

また、検討における判断基準を示したマニュアルを作成し、活用しています。

3. 市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

京都市では、平成13年度から、市長申立てを開始し、候補者の検討を行っています。

現在、市が必要と判断した案件の書類の作成や主な事務手続きについては、成年後見支援センターで実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業の報酬等助成が市長申立て案件以外にも適用可能となっているため、被後見人等が負担する費用が軽減され、成年後見制度の制度利用や、日常生活自立支援事業

等、他の事業からの移行についても、費用面についてはスムーズに移行しやすい条件が整備されています。

京都市では、生活保護世帯とそれ以外の世帯で市長申立ての窓口が異なっていたところ、これを成年後見支援センターに一本化しました。市長申立てに係るノウハウをセンターに蓄積させるとともに、手続きを迅速化させ、より多くの方に制度を利用いただく支援を行います。

4. 中核機関としての今後の取り組み

中核機関となった成年後見支援センターでは、「チーム」支援、「協議会」設置に加え、今後、力を入れる取組として、以下を挙げています。

- 市長申立ての窓口一本化
- 日常生活自立支援事業からの円滑な移行
- 入院等の際の身元保証の取扱い

また、日常生活自立支援事業からの円滑な移行については、従来からの取組をより一層強化し、補助人・保佐人が必要とされる段階から、適切な制度利用につなげています。

担当者より

センターができると、担当者だけで悩むのではなく、相談先ができます。相談対応を行う区役所はいつも悩んでおり、サポートするセンターの存在・効果は大きいです。

日自の担当は、この仕組みをうまく使うことで支援の組み立てが変わり、難しい課題の解決につながると思います。

最初は小さく生んで広報・相談から入り、支援を広げるイメージではないでしょうか。



■参考URL 連絡先

京都市健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課
TEL：075-213-5871

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
TEL：075-222-4161

京都市成年後見支援センター
TEL：075-354-8815